



～商工会は行きます 聞きます 提案します～

No.68

まつえ北商工会かわら版

令和3年11月

まつえ北商工会

検索

キタキタまつえ北

検索

鹿島本所 ☎82-2266

八束支所 ☎76-2041

営業許可制度の見直しと営業届出制度の創設について

食品衛生法の改正に伴い、新たに営業届出制度が創設されました。これにより、令和3年6月1日から、今まで届出が不要であった事業者の皆様も保健所への届出が必要になる場合があります。以下の営業届出業種に該当する営業を行う場合は、令和3年11月30日までに届出が必要になります。

(6月1日以降に届出が必要となる業種)

- ・ 弁当販売業 ・ 野菜果物販売業 ・ 米穀類販売業 ・ コンビニエンスストア
 - ・ 菓子、パン類卸売／小売業 ・ 乾物卸売／小売業 ・ 飲料卸売／小売業
 - ・ 茶類卸売／小売業 ・ 酒類卸売／小売業 ・ 乳製品販売業 ・ 卵販売業
 - ・ 豆腐、かまぼこ等加工食品小売業 砂糖、味噌、醤油卸売業 ・ 行商 等
- ※魚類や肉、野菜、果物、菓子、パン、飲料等を販売する食料品小売店につきましては「その他の食料・飲料販売業」に該当し、届出が必要になりますのでご注意ください。

【手続き・お問合せ先】

手続先：松江市・島根県共同設置松江保健所食品衛生課
 所在地：松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根3階
 連絡先：電話 67-7570 F A X 31-6694

「島根県新型コロナ対策認証店」取得支援補助金について

この度、県内飲食店の感染防止対策を一層進め、県内外の方々がより安心して飲食店を利用できるよう、感染防止対策の基準（認証基準）を満たした飲食店を島根県が「島根県新型コロナ対策認証店」として認証する制度が制定されました。また、認証に必要な感染対策機器類の購入経費を補助する補助金交付制度もあり、認証取得をサポートできます。

認証制度について

ステップ①：認証基準の自己確認

感染対策機器類を整備する等、感染防止対策をした上で自己の店舗が県の認証基準を満たしているか確認してください。

【認証マークサンプル】

ステップ②：認証申請・補助金交付申請

オンラインまたは郵送にて申請を行ってください。

ステップ③：調査員による現地訪問調査

調査員が実際に店舗へ赴き、認証基準を満たしているか確認を行います。

ステップ④：認証マーク交付

認証後に認証マークの交付、順次補助金の交付を行います。



安心の目印です

補助金交付制度について

認証店として認定を受ければ、新型コロナ対策にかかる対象設備の導入費用のうち補助上限20万円（対象経費30万円）が補助金として請求できます（※1店舗あたり1回まで）

【手続き・お問い合わせ先】

「島根県新型コロナ対策認証店」認証制度事務局…☎0570-071-357（平日9：00～17：00）

松江市事業継続支援給付金にかかる要件緩和のお知らせ

松江市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、経営に深刻な影響を受けている市内の中小企業・小規模事業者の事業継続を支援するため、独自の給付金を支給しております。この度10月1日より、当該給付金を申請する際の申請条件となる要件の一部が緩和されましたので、申請される方は下記の変更点についてご留意ください。

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、**令和3年1月から同年9月までのうち、連続する3か月の事業収入（売上）**の合計額が、前年同期又は前々年同期の合計額と比べて**20%以上減少**していること
- ・申請期間 **令和3年12月10日(金)**まで：当日消印有効
※給付金額は要件緩和前と変わらず
法人：20万円、個人事業主：10万円 です。

申請にかかる手続きでご不明な点がございましたら、商工会までご一報下さい。



万が一のために貯蓄共済・福祉共済のご加入を！

会員の皆様にご好評いただいております、商工会員のための共済をご紹介します。

商工貯蓄共済は、貯蓄型の生命保障共済（掛金の大部分が積立金）

- ①保険料が安い（掛金は月々2,000円からご加入でき、少額の保険料で保障は充実）
- ②満期時に積立金が受け取れる（掛金から保険料と事務経費を控除した残額+配当金）
- ③万が一の場合には保険金+積立金等を受け取れる
（毎月の掛金2,000円で保険金500万円の安心型もあります）

会員福祉共済は、怪我・がん・病気・生命・賠償事故・熱中症などを補償する共済

※契約プランによって補償内容が異なります。掛金は月々2,000円からご加入できます。

「保険料が高い」「保障内容を充実したい」など会員の皆様のお悩みに専門の相談員が対応します。まずは、商工会へお気軽にお問合せください。

労働保険のご加入手続きはお済みですか？

パート・アルバイト等の雇用形態に関わらず、1人でも従業員を雇用している場合は労働保険に加入する必要があります。

労働保険とは労災保険と雇用保険を総称したもので、政府が管掌する強制保険制度です。

労災保険	労働者の方が業務中や通勤途上で事故にあった場合に、必要な保険給付を行い、被災された方や遺族の方の生活を保護し、あわせて社会復帰を促進する事業を行うための保険制度です。
雇用保険	労働者の方が失業した場合に、必要な保険給付を行い、労働者の生活の安定と再就職の支援を図るための保険制度です。また、事業主の方へは、失業の予防、雇用機会の増大、雇用の安定等に係る各種助成金制度が設けられています。

【お問合せ先】島根労働局 労働保険徴収室 ☎20-7010

小規模事業者持続化補助金を活用してみませんか？

小規模事業者持続化補助金は、小規模事業者が策定した「経営計画」に基づき実施する販路開拓（顧客獲得・集客拡大等）や生産性向上の取組に活用できます。

例：チラシ作成、ホームページ作成、店舗改装、新商品開発に資する設備導入など

今年度は従来の一般型に加え、低感染リスク型ビジネス枠も新設されています。申請書の作成からサポートしますので、ご相談ください。

【補助金額】 一般型：上限50万円（2/3補助）

※一定の条件に合致した場合補助上限額100万円

低感染リスク型：上限100万円（3/4補助）

【申請期限】 一般型：令和4年2月4日（第7回受付分）

低感染リスク型：令和3年11月10日（第4回受付分）

令和4年1月12日（第5回受付分）

一日公庫のご案内

年末資金のご相談は商工会へ！

コロナ禍で売上減少している事業者の皆さま、コロナ特別貸付制度の受付は12月末までとなっています。なお、本制度を利用すると、中小企業基盤整備機構からの利子補給制度が適用され3年間実質無利子となります。（対象とならない場合もあります。予め商工会へご相談ください。）

開催日：11月25日（木）

場所：鹿島本所（午前）／八束支所（午後） ※いずれもリモートによる面談です

申込先：鹿島本所 82-2266 八束支所 76-2041

面接時間につきましては、希望者の申込状況により調節させていただき、後日ご案内いたします。

自動車共済のご案内

商工会員の皆様は**団体割引**が適用されます。

お見積りはお気軽に商工会までご連絡ください。

★他の保険会社からの等級を継承できます。

★安心のロードサービス！

★24時間・365日事故受付サービス！

★商工会員のほか、役員・従業員、同居の親族・別居の扶養親族も割引の対象です。

※団体割引率**32.5%**は2021年10月1日～2022年9月30日までを共済期間の初日とする共済契約に適用されます。

※割引率は毎年見直されますので、以降は変動する場合があります。



職員コラム

旅行好きの方はもちろん、普段あまり遠出はしないけど、さすがにそろそろ何処かに行きたいと思っている方も多いのではないのでしょうか。筆者自身も旅行に行きたくて仕方ないのですが、時節柄難しいので堪えています。

そんな中、家での時間を過ごす人も多いと思います。ただぼんやりと過ごすのはもったいないと思い、少しずつですが私物の片付けを始めました。とにかく物が多いので、使わないものは処分！と手際よく作業を進めたいのですが…そう簡単にはいかず、つい雑誌を見たり、懐かしいものが出てきて思い出にふけったりと作業が捗らず、物も減らないのが実情です。必要最小限の物だけで暮らすミニマリストに憧れもありますが、もうしばらくは多くの物とともに暮らすことになりそうです。

(K. M)



最低賃金のお知らせ

島根県の最低賃金が改正されました。

10月2日から適用されます。

時間額 **824円**（前年度比32円アップ）

※最低賃金は雇用形態に関わらず、全ての労働者に適用されます。

帳簿づけ 進んでいますか？

今年も残すところあと僅かとなりました。そろそろ決算も意識して日々の帳簿づけを進めておきたいところです。

「いつの間にか何ヶ月分も溜まってしまって、ますます帳簿をつけるのが嫌になり、結局年明けに1年分まとめて帳簿づけ・・・」なんてことにならないために、毎日とはいかなくても、月に2日、最低でも1日は領収書等を整理したり、帳簿をつけたりする時間をとりましょう。

記帳機械化の事業所の方は「毎月の帳簿提出」をお願いいたします！



子育てしやすい 職場づくりに取り組む 企業を応援します

島根*創生
SHIMANE SOUSEI



事業者の
皆様へ

出産後の職場 復帰に取り組む 企業を応援します

子育てしやすい職場づくり奨励金

対象事業者 島根県内に本社（または主たる事業所）がある中小・小規模事業者等（社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です）
対象事業所 常勤労働者数50人未満の、島根県内の事業所（本支店、営業所等）

出産後職場復帰奨励金

奨励金 **10万円** [1制度導入]
上限20万円

次のア・イの制度を令和2年4月1日以降に導入し、令和3年度内に一定の利用実績があること

- ア 時間単位の有給休暇制度
（対象）18才までの子どもがいる労働者（実績）対象者1名が合計8時間取得
イ 短時間勤務制度（3歳未満を除く）
【代替制度：フレックスタイム制度、始業終業時刻の繰上げ繰下げ】
（対象）3才以上 小学6年以下の子どもがいる労働者（実績）対象者1名が合計20日間利用

※令和2年度中に制度を導入済みの事業所は、令和4年3月31日までに申請されると、20万円/1制度となります。
※奨励金の用途に定めはありませんので、就業規則作成費用などにも使っていただくことができます。

【令和2年4月1日以降に産前休業を開始した場合】
労働者30人未満の事業所、かつ
初めて本奨励金を申請する事業所の場合

20万円/人

左記以外の常勤労働者
50人未満の事業所

10万円/人

【注】
・育児休業を3ヶ月以上取得し、職場復帰した労働者を3ヶ月以上雇用していること
・労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること
・労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に今後とも取り組むこと

【令和2年3月31日までに産前休業を開始した場合】
育児休業17か月以上
育児休業3か月以上
17か月未満
育児休業3か月未満
または産休のみ

40万円/人

20万円/人

10万円/人

【注】
・産前産後休業または育児休業を取得し、職場復帰した労働者を3ヶ月以上雇用していること
・労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること
・労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に今後とも取り組むこと



詳しい内容・申請方法は、お近くの商工会までお問い合わせください

島根県商工会連合会本所 TEL 0852-21-0651

島根県商工会連合会石見事務所 TEL 0855-22-3590



ジョイメイトしまねが社員の皆様の福利厚生をサポートします！

●会費：一人月額**1,000円**（年間12,000円）

◎ジョイメイトしまねに加入すると以下の
ようなサポートが受けられます。

ニュース掲載ツアー
1,000円～10,000円割引

5年に1度
永年勤続
5,000円～10,000円給付

健康診断6,000円補助

宿泊付き
忘新年会2,000円補助

割引指定店5%以上割引

ツアー2,000円割引

隠岐汽船1,000円割引

抽選で
お食事割引券
1,000円プレゼント

隔年
熟年夫婦旅行
10,000円補助

インフルエンザ予防接種
600円補助

祝い金・見舞金等給付

各種チケット購入補助

働くみんなのサポーター
ジョイメイト
しまね



「2,100事業所・29,600人をサポート中」まずはお電話下さい！ ジョイメイトしまね ☎(0852)28-6555